

平成30年産米から生産数量目標の配分が廃止され、農家やJA等が自分で生産量を決定する方式に変わります。

- ◆米の生産調整は、これまで国が生産数量目標を県に配分し、県は市町村に、市町村はJA等集荷業者に配分する仕組みでした。平成30年産からは、このような行政による配分が廃止され、農家やJA等が、販売状況や経営戦略に基づき、生産量を決定する仕組みに変わります。
- ◆米の国内消費量が減少し続け、産地間競争が激しさを増す中において、米どころ秋田が勝ち残っていくために、農家の皆さんにおいては、委託販売している場合には米を販売するJA等の集荷業者から示される販売計画に基づき、また直接販売している場合には販売先の実需者・消費者ニーズに基づいて、米を生産していくことが重要になります。
- ◆県農業再生協議会では、数量配分に代わり、当面の間、県産米の需要動向や在庫見通しを踏まえた県全体の「生産の目安」を算定し、公表します。

また、地域農業再生協議会では、県全体の「生産の目安」を踏まえ、地域段階の「生産の目安」の提示や、販売計画の生産現場への情報提供など、農家やJA等が生産量を判断できる環境づくりに取り組みます。

平成30年産以降の対応

